

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 22 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」における公印の取扱等について

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」（令和 4 年 12 月 15 日付け警察庁丙生企発第 122 号ほか）により、高齢者虐待事案通報票に係る公印の押印を省略することが可能となること等が令和 5 年 2 月 1 日より適用される旨、各都道府県警察の長宛に通達されております。

各都道府県におかれましては、本内容を御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対して、本内容について周知いただき、引き続き、各都道府県警察と連携の上、引き続き、高齢者虐待事案に対する迅速かつ適切な対応を行っていただくようお願いいたします。